

平成31年度

三田市放課後児童クラブ

入所のしおり



三 田 市

目 次

1	放課後児童クラブとは	P 1
2	入所資格	P 1
3	放課後児童クラブの概要	P 1
4	放課後児童クラブの生活	P 2
5	時間延長の利用について	P 2
6	利用者負担金	P 2
7	入所の申込みについて	P 3
8	通所について	P 5
9	入所中の手続きについて	P 5
10	緊急時の対応について	P 6
11	育成料の減免制度	P 7
12	児童クラブQ&A	P 8
参考資料		
	放課後児童クラブ一覽	P 9

※このしおりは、平成30年11月1日現在の内容で作成しています。

掲載した内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 放課後児童クラブとは

三田市放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、保護者の就労、疾病その他の理由により、放課後に家庭や地域社会等において適切な保護を受けることができない小学校の児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

2 入所資格

- (1) 市内に住所を有し、市内の小学校または特別支援学校小学部に在学していること。
- (2) 保護者の就労、疾病その他の理由により、月曜日から金曜日の間に週4日以上、学校授業終了時（概ね午後1時）から午後4時まで、家庭や地域社会等において適切な保護を受けることができないこと。（技能習得のための職業訓練学校への就学や、申込み時に就労先が内定している場合も含まれます。）
- (3) 保護者の責任において、自主的な通所が可能であり、児童クラブにおける集団での生活が可能であること。

※ 原則として、在学している小学校に設置しているクラブへの入所となります。

※なお、県立特別支援学校在学児童は、自宅を通学区域とする小学校に設置するクラブへの入所となります。

※ 児童クラブを設置していない市内小学校の児童は、送迎車等を利用して近隣施設への通所を予定しています（9ページを参照）。

※ 育成料、児童生活費の未納がある場合、入所を許可しないことがあります。

※ 注意事項（以下の場合に入所できません。）

- ① 18歳以上65歳未満の方が同居しており、児童の保育が可能である場合
- ② 育児休業制度を利用しており、児童の保育が可能である場合
- ③ 同居している保護者及び児童の保育が可能な18歳以上65歳未満の方が求職中の場合

3 放課後児童クラブの概要

- (1) 受入期間 2019年4月1日（月）から2020年3月30日（月）
- (2) 開所時間 月曜日から金曜日は、放課後から午後5時
夏休み等は、午前9時から午後5時（午前8時30分から受入できます）
※時間延長の利用については2ページをご覧ください。
- (3) 休所日 ●土・日・祝日、12月29日から1月3日、3月の平日の最終日
※休所日のうち、毎月1回土曜日を開所し、保育・保護者相談を実施しています。平成31年度の開所日については、後日お知らせします。
●気象警報発表時、災害時、学校が休校となった場合
- (4) 定員 9ページをご覧ください。なお、新規申込、継続申込に関わらず、クラブの定員を上回る申込があった場合は入所をお待ちいただくことがあります。

4 放課後児童クラブの生活

(1) 通常の学校授業が行われている日の生活は概ね次のとおりです。

児童クラブへ通所 → 自主学習（宿題等） → 自由遊び等 → おやつ →
自由遊び等 → 終りの会（連絡等） → 帰宅

(2) 児童クラブでの生活は、自主的な活動を中心としています。自主学習の時間を設けていますが、宿題等の進み具合は各ご家庭で把握してください。

(3) 月初めに「施設だより」を発行し、その月の予定をお知らせしています。

(4) 児童クラブでのプール行事は、児童の安全確保が難しいため、実施していません。

5 時間延長の利用について

(1) 対象となる児童は、児童クラブに入所する児童のうち、午後5時を超えて保育が必要と認められ、かつ保護者等のお迎えが可能な児童です。

(2) 時間延長は、午後5時から午後7時までです。（夏休み等含む）

※ ただし、土曜開所日は時間延長を実施していません。

(3) 対象となる施設は、4月入所申込期間中（平成30年12月2日まで）に5名以上の利用申込があった施設とし、年度途中の児童の増減による施設の変更は行いません。各施設の時間延長の利用実施については、「入所可否決定通知書」と併せて通知します。

(4) 降所の際は必ず保護者等のお迎えが必要です。午後7時までにお子様の引き渡しができるようお願いいたします。保護者等とは保護者又は代理人（18歳未満除く）のことですが、通常迎えに来られる方以外の方がお迎えを行う場合は、事前に連絡帳等でお知らせください。

※ 上記に違反した場合は、時間延長の利用を停止する場合があります。

(5) 週1回、曜日を決めて通常時間に降所することが可能です。希望者は「時間延長利用児童の通常時間降所届」を提出してください。

6 利用者負担金

（平成31年度予定） ●育成料（使用料） 8,000円/月

●時間延長にかかる育成料 2,500円/月

※各月末日が口座振替日です。（振替日が金融機関の休業日にあたる時は、その翌営業日となります。）

※育成料は所得状況等に応じた減免制度があります。

詳しくは7ページ「育成料の減免制度」をご覧ください。

●児童生活費（おやつ・消耗品等の実費負担金）3,000円/月

※児童生活費は保護者から指導員へ直接納入してください。

（児童に金銭を持たせることは避けてください。）

※児童生活費の納入期限は**毎月5日**です。6月分であれば6月5日までに児童クラブへ納入してください。

※育成料・児童生活費の未納が続く場合、児童クラブを退所となる場合があります。



7 入所の申込みについて

(1) 4月入所の申込日程と結果通知等について

区分	申込期間・場所
新規申込	平成30年11月30日(金) 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時30分 平成30年12月1日(土) 午前9時30分～正午 平成30年12月2日(日) 午前9時30分～正午 受付会場：三田市役所南分館 6階 601会議室A・B <u>※車でお越しの方は三田市役所の市営駐車場をご利用いただき、受付会場に必ず駐車券をお持ちください。場所の詳細はチェックリスト裏面をご参照ください。</u> <u>※なお、南分館には障がい者用駐車場があります。</u>
継続申込	○児童クラブへ申込書類を提出する場合 平成30年11月30日(金)までに、各クラブ指導員へお渡しください。 ※申請書類は、必ず保護者から指導員へ開所時間中にお渡しください。
	○こども政策課へ申込書類を提出する場合 平成30年11月29日(木)までに、こども政策課窓口へ提出してください。 ※受付は午前9時から午後5時30分です。 ※11月30日、12月1日、2日に開設する上記受付会場でも申込書類を提出することができます。

☆注意事項

- ①新規申込、継続申込を問わず、12月2日(日)までの申込分から順次審査を行うため、12月3日(月)以降の申込については、入所できない場合があります。
- ②12月2日(日)の受付終了時において、申込が定員(9ページ参照)を上回る校区については、学年や家庭状況等を指数化し、入所の可否を決定します。
- ③やむを得ない事情で上記期間に申込ができない方は、事前にこども政策課へご相談ください。
- ④12月2日(日)までの申込分については1月下旬頃に審査結果通知を郵送します。

(2) 5月以降の年度途中の入所について

- ① 原則として、入所は毎月初日です。
- ② 入所希望者は、入所希望月の前月15日までに入所申込書類を提出してください。
- ③ 申込が定員を上回る校区については、学年や家庭状況等を指数化し、入所の可否を決定します。

(3) 申込方法

以下の書類を一式として入所の申込みをしてください。

- ① 入所申請書
- ② 児童の状況(同意書)
- ③ 保育できない状況を示す証明書(18歳以上65歳未満の全てのご家族分が必要です。)

※詳細は次ページ参照

- ④ 口座振替納付依頼書
- ⑤ 育成料減免申請書(該当者のみ必要です。)

☆「保育できない状況を示す証明書」として下記のいずれかの提出をお願いしています。

申請理由	保護者の状況とそれに対する必要書類
就 労	①現在勤務中の場合⇒事業所の証明印を受けた「勤務（内定）証明書」 ※平成31年3月までの雇用期間となっている証明書を提出する場合は、4月以降に再度提出が必要です。 ※通勤時間には、自宅と勤務先間の移動に要する時間をご記入ください。 保育所のお迎え等は含みません。 ②自営の場合⇒「勤務（内定）証明書」、事業内容のわかる書類（前年度の確定申告書、税務署への開業届の写し、パンフレット等） ③勤務先が内定している場合⇒事業所の証明印をうけた「勤務（内定）証明書」 ④内職の場合⇒依頼主の証明を受けた「内職証明書」
出産の前後	「母子健康手帳」の出産予定日を記入する欄の写し、もしくは「出生証明書」の写し ※産前産後各2か月間の入所となります。
疾病・障がい等	①病気等療養中の場合⇒「診断書」 ②障がいがあり児童の保育ができない場合⇒「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の写し、もしくは「診断書」
介 護 等	保護者もしくは同居する18歳以上の方が、病気療養中や障がいを有している方の介護をする必要がある場合⇒「介護申立書」及び「介護が必要であることがわかる書類」（診断書、身体障害者手帳の写し等）
通学	「学生証」等、在学を証明するもの及び学校にいる時間がわかるもの
災害の復旧 そ の 他	こども政策課へご相談ください。 ※必要に応じて書類の提出をお願いしています。

※ 注意事項

- ① 提出書類は一式で提出してください。書類がそろっていない場合は受付できません。
- ② 入所申請書等の記載に偽りがある場合は退所となります。また申請内容については、必要に応じて保護者の自宅又は勤務先に電話等で実態調査を行う場合があります。
- ③ 2人以上の児童の入所を希望される場合は、それぞれの児童について、「入所申請書」と「児童の状況」の提出が必要です。ただし、「保育できない状況を示す証明書」については同居の家族1人につき1枚を、年長の児童の申請書につけて提出してください。
- ④ 同居の祖父母等がいる場合は、父母と同じように「保育できない状況を示す証明書」の提出が必要となります。（18歳未満または65歳以上の方は必要ありません。）
- ⑤ ご家庭の状況により別途書類の提出をお願いする場合があります。
- ⑥ 受け付けた申込書類は返却できませんのでご了承ください。
- ⑦ 4月入所前に懇談会（入所説明会）を行う予定です。保護者間でお話いただくことができる貴重な機会となりますので、入所予定者は是非ご出席ください。
- ⑧ 定員超過その他の理由により入所をお待ちいただく場合があります。

8 通所について

- (1) 児童クラブへの通所は、自力通所が原則です（職員による送迎は行いません）。入所前に通学路の安全確認と通所の練習をお願いします。特に、新1年生の児童の場合、事前に十分ご指導ください。
- (2) 欠席する場合は、児童クラブに必ず連絡してください。事前に連絡できる場合は連絡ノートで、当日は電話（職員がいない時は留守番電話又はファクス）で結構です。なお、児童の申告による欠席は、児童の安全確保の点から受付しておりません。
- 児童クラブに連絡する場合は、下記の時間内をお願いします。

平 日 午後2時～午後5時 夏休み等 午前8時30分～午後5時

ただし、あらかじめ申請をいただくことにより、塾やおけいこ事等で、週1日特定の曜日に児童クラブを欠席することを認めています。

※ 休暇等により保護者等が在宅される場合は、ご家庭で児童と一緒に過ごしてください。

- (3) 集団生活を円滑に進めるため、午後5時までお預かりすることを原則としています。**やむを得ず午後5時より早く帰宅する場合は、保護者等のお迎えが必要になります。**

なお、希望日の前月25日までに、「**途中降所同意書**」を提出いただくことにより、午後5時までの18歳未満の代理人によるお迎えを認めています。（気象警報発表時は対象となりません）

※ 施設外保育などを実施する場合は対応できないことがありますので、あらかじめ児童クラブ職員へご確認ください。

- (4) 児童の帰宅は、安全確保のため午後5時に帰宅方向が同じ児童が集団で降所します。児童クラブ職員はもとより降所班の家庭間でも密に連携をお取りいただくようお願いします。
- (5) 10月から2月の日没の早い時期には、各児童クラブごとに午後4時30分の降所を可能とする冬時間適用期間を設けています。利用方法については児童クラブ職員へご相談ください。
- (6) 学校休業日等の給食のない日は、弁当を持たせてください。
- (7) 夏休みや運動会の代休日等の一日保育日は、午後1時を基準に半日通所（午前・午後）が可能です。なお、児童クラブ運営上、午前のみ通所の場合は弁当を持たせてください。午後のみ通所の場合はご家庭で昼食をとってから通所いただきますようお願いします。

9 入所中の手続きについて

- (1) 入所期間は、入所月の初日から3月の最終開所日までです（出産前後等による入所の場合を除く）。ただし、入所期間に関わらず家庭保育が可能となった場合は、入所資格がなくなり退所となります。
- (2) 児童クラブの出席日数が15日以下となる月が2か月以上続きますと、退所いただく場合があります。ただし、怪我、入院などの特別な事情がある場合はこども政策課へご相談ください。
- (3) 退所を希望する場合は、**退所希望月の15日までに「退所届」**を提出してください。

※ 届が提出されない場合は、翌月以降も在籍しているとみなし、月々の育成料を徴収する場合がありますのでご注意ください。

- (4) 休所を希望する場合は、**休所希望月の前月15日までに「休所願」**を提出してください。休所（当該月の全てを欠席）した場合は、費用がかかりません。

(5) 申請内容からご家庭の状況が変わった場合は、「**記載事項変更届**」を提出してください。

※ 勤務先が変わる場合は、勤務証明書の添付が必要です。

(6) 自宅と児童クラブの往復途上において、私用のため寄り道をする場合は、児童クラブが加入する傷害保険（7ページ参照）の適用がないことについて「**同意書**」を提出してください。

(7) 通所状況や児童の緊急対応等のため、携帯電話や勤務先へ連絡する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10 緊急時の対応について

(1) 怪我等の場合

① 軽度の怪我の場合は、施設にて対応しますが、頭部の打撲等特に必要がある場合は保護者に連絡後病院へ搬送する場合があります。この場合、お迎えを要請する場合があります。

② 37度を超える熱がある場合や病気を発症した場合、お迎えを要請する場合があります。

(2) 気象警報が発表された場合

① 三田市に気象警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪）が発表され、学校が休校になった時や一斉下校となった場合は休所となります。

② 土曜開所日や学校の長期休業期間中及び代休日等、午前9時から開所するときは、午前7時現在で気象警報が発表されている場合に休所となります。

③ 児童クラブ開所中に、気象警報が発表された場合、その時点で児童クラブは休所となり、保護者にお迎えの要請を行います。保護者へお迎えを要請した場合は、時間延長の利用者も含め、可能な限り速やかにお迎えをお願いします。

なお、気象状況により、保護者の同意のもと自力で帰宅していただく場合があります。

④ お子様にご自宅の開錠等を指導いただき、鍵を常時持たせるようお願いします。

⑤ 緊急時に、児童クラブへ電話が繋がらない場合は、こども政策課へご連絡願います。
(Tel 559-5079)

気象警報は次の方法で確認できます。

気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

さんだ防災・防犯メール <http://bosai.net/sanda/> ※登録が必要です

(3) 地震による非常災害時（震度5弱以上）の場合

① 学校が休校になった時や一斉下校となった場合は休所となります。

② 土曜開所日や学校の長期休業期間中及び代休日等、午前9時から開所するときで通所前の場合は、通所を見合せ、児童クラブ又はこども政策課からの連絡を待ってください。

③ 児童クラブ開所中の場合は、その時点で休所となり、保護者へのお迎えの要請を行います。地震発生時は、電話回線が不通になることが想定されますので、連絡がつかない場合においても、できるだけ速やかにお迎えにきてください。なお、保護者への引き渡しができるまで、児童は施設で待機していただきます。

(4) 学校閉鎖・学年閉鎖・学級閉鎖の場合

- ① 学校が臨時休校（全校）の場合は、当該児童クラブは休所となります。
- ② 学年閉鎖の場合は、当該学年の児童は児童クラブへ通えません。
- ③ 学級閉鎖の場合は、当該学級の児童は児童クラブへ通えません。

※ 児童がすでに登校している当日にインフルエンザ等の感染症により学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖となった場合、健康な児童に限り閉鎖が決定した当日は児童クラブに通所することができます。

(5) 児童傷害保険 三田市放課後児童クラブとして団体傷害保険に加入しています。

保険の範囲：児童クラブ内にいる間、学校から児童クラブとの往復途上、児童クラブ行事参加中及び行事開催場所と住居との往復途上について適用されます。

11 育成料の減免制度

減免基準に該当する場合に、育成料が免除もしくは減額される制度があります。

(1) 減免の対象

① 育成料が全額免除される場合

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている保護者と同一世帯にある児童
- イ 保護者及び同居の祖父母等、世帯全員の平成30年度市民税所得割が非課税の世帯にある児童
- ウ 各月の1日から休所し、当該月の末日まで1日も通所していない児童（前月の15日までに休所願の提出が必要です。）

② 育成料が2分の1に減額される場合

- ア 保護者及び同居の祖父母等、世帯全員の平成30年度市民税所得割額の合計額が20,100円以下となる世帯にある児童
- イ 当該月の途中（15日以前に限る。）に退所したとき
- ウ 同一世帯において2人以上の児童を入所させている場合の当該児童（そのうちの1人の児童に係る育成料を除く。）

(2) 申請方法について

減免を希望される方は、入所申請書類とあわせて別添の「減免申請書」を提出してください。休所及び退所に関する減免については、児童クラブ又はこども政策課へご相談ください。

※平成30年1月1日現在、三田市以外に住民票のあった方は、住民票があった市区町村の平成30年度（平成29年中の所得）の課税証明書または非課税証明書を添付してください。

12 児童クラブQ&A

Q1 まだ仕事をしていますが、それでも申込めるのですか。

A1 就職先が内定していれば申込みできます。申込み時点で就労先が内定している場合、「勤務（内定）証明書」を提出してください。勤務開始後、勤務日数等に変更があった場合は再度「勤務（内定）証明書」を提出してください。なお、求職中の場合は、保育できない状況が明確にならないことから申込みできません。

Q2 夏休みだけ預かってほしいのですが。

A2 放課後児童クラブは、通年利用を前提として運営していますので夏休みなど長期休業日に限った利用はできません。ただし、出産にともなう利用などの理由がある場合は、こども政策課へご相談ください。

Q3 来年の3月末に三田市に引越す予定です。4月からの入所を希望していますが、12月の受付時期に住民票が三田市にありません。それでも申込みできますか。

A3 申込みできます。申請書には転入予定日と転入先、現住所（連絡先）を併記してください。ただし、入所日に在学していない場合は入所決定が取消しとなる場合があります。

Q4 現在児童クラブに入所していますが、平成31年度もあらためて申込み必要がありますか。

A4 継続する場合も再度申込みが必要です。継続申込の場合は、必要書類をこども政策課まで提出いただくか、児童クラブ指導員へお渡しください。なお、新規申込の方はこども政策課への直接提出のみでの受付となります。

Q5 育児休業期間中です。8月1日から職場復帰をする予定ですが、申込みはいつまでに行えばよいですか。

A5 7月15日までに申込んでください。年度途中の入所については、前月の15日までに申請された方を審査し、児童クラブの入所状況等も考慮し決定します。なお、児童クラブの入所状況によってはすぐに入所できない場合がありますので、児童クラブの入所状況をあらかじめ確認してください。また、入所の予約はできませんのでご注意ください。

Q6 4月から新1年生です。入学式は4月10日なので、それまで家庭等で保育したいのですが、必ず4月1日から児童クラブに通わなければならないのでしょうか。

A6 入学式後に通い始めても差し支えありません。通い始める日が何日なのか、各児童クラブへあらかじめ連絡しておいてください。なお、4月分の児童生活費（おやつ・消耗品等の実費負担金）は3月に開催予定の懇談会（入所説明会）で納入願います。

平成31年度放課後児童クラブ一覧

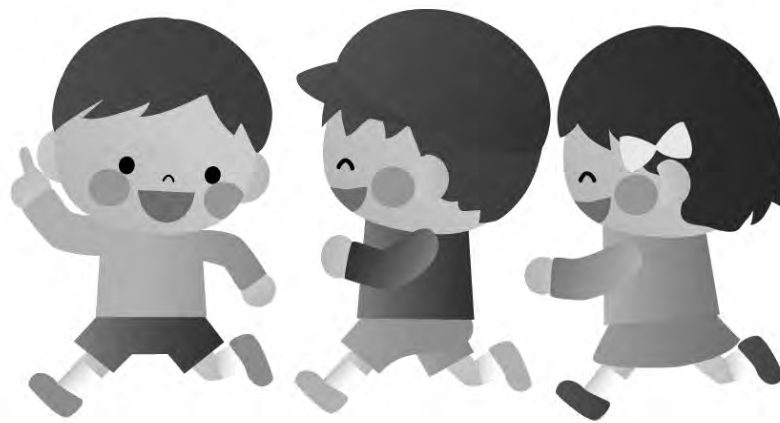
(平成30年11月1日現在)

NO	名 称	定員(人)	所 在 地	TEL / FAX
1	三輪児童クラブ	39	三輪小学校敷地内	563-3003
2	三輪第2児童クラブ	36	三輪小学校敷地内	559-4385
3	狭間児童クラブ	40	狭間小学校敷地内	564-3933
4	あかしあ台児童クラブ	40	あかしあ台小学校敷地内	563-3644
5	あかしあ台第2児童クラブ	40	あかしあ台小学校敷地内	562-1813
6	弥生児童クラブ	29	弥生小学校敷地内	559-4677
7	つつじが丘児童クラブ (藍小学校の児童を含む)	40	つつじが丘小学校敷地内	568-0210
8	つつじが丘第2児童クラブ (藍小学校の児童を含む)	40	つつじが丘小学校敷地内	560-7112
9	武庫児童クラブ	38	武庫小学校敷地内	563-4078
10	武庫第2児童クラブ	38	武庫小学校敷地内	562-8500
11	武庫第3児童クラブ	40	武庫小学校敷地内	565-3777
12	すずかけ台児童クラブ	40	すずかけ台小学校敷地内	565-7956
13	すずかけ台第2児童クラブ	40	すずかけ台小学校敷地内	565-7978
14	すずかけ台第3児童クラブ	40	すずかけ台小学校敷地内	562-2800
15	三田児童クラブ	40	三田小学校敷地内	563-1711
16	三田第2児童クラブ	30	三田小学校敷地内	559-4343
17	三田第3児童クラブ	31	三田小学校敷地内	562-5644
18	三田第4児童クラブ	40	三田小学校敷地内	562-9765
19	富士児童クラブ	39	富士小学校敷地内	562-8288
20	富士第2児童クラブ	36	富士小学校敷地内	563-5588
21	けやき台児童クラブ	40	けやき台小学校敷地内	562-5560
22	けやき台第2児童クラブ	30	けやき台小学校敷地内	565-3343
23	けやき台第3児童クラブ	30	けやき台小学校敷地内	559-9530
24	ゆりのき台児童クラブ	30	ゆりのき台小学校敷地内	564-1005
25	ゆりのき台第2児童クラブ	40	ゆりのき台小学校敷地内	564-8839
26	ゆりのき台第3児童クラブ	40	ゆりのき台小学校敷地内	563-6350
27	ゆりのき台第4児童クラブ	40	ゆりのき台小学校敷地内	564-9090
28	広野児童クラブ (本庄小学校の児童を含む)	40	広野小学校敷地内	567-5855
29	松が丘児童クラブ (志手原小学校の児童を含む)	40	松が丘小学校敷地内	564-5850
30	学園児童クラブ	36	学園小学校敷地内	565-8130
31	高平児童クラブ (小野小学校の児童を含む)	40	高平小学校敷地内	569-1730

※ 母子小学校在学児童の利用については、こども政策課にお問い合わせください。

※ ゆりのき台の各児童クラブ (NO. 24~27) は平成31年度より指定管理者である学校法人親和学園が管理運営を行う予定です。

指定管理者制度とは・・・条例の定めるところにより、市が指定する法人その他の団体に、「公の施設」の管理運営を行わせることができる制度で、民間の活力を活かし、市民サービスの向上を図ることを目的としています。



お問い合わせ

三田市役所健康福祉部こども室こども政策課

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号

電話 079-559-5079

FAX 079-563-3611